

令和 8 年度 上市町水質検査計画（上水道）

1 はじめに

上市町水道事業が経営している上水道の水質の安全性を確保するため、水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、令和 8 年度水質検査計画を以下のとおり定める。

2 基本方針

安全かつ清浄な水道水の供給を確保するために定期及び臨時の水質検査を行う。

3 水道の概要

（1）水道の名称

上市町上水道

（2）水源の種類等

自己水源

（3）施設の概要

上市町水道事業は、上市町水道事業の設置等に関する条例第 2 条第 2 項（1）給水区域別表第 1 の区域に給水しています。

施設の概要は表のとおりです。

滅菌場所では次亜塩素酸ナトリウムにより消毒しています。

種水源地には、耐塩素性病原生物対策として紫外線処理装置を設置しています。

水源名	取水地点	水源種別	滅菌場所	配水池	送水箇所	給水地区			
第 1 水源	上市町堤谷地内	浅井戸	同地点	第 1 配水池 第 2 配水池		上市地区 宮川地区 相ノ木地区			
					柿沢配水池	柿沢地区			
					丸山配水池 極楽寺配水池 須山配水池 堤谷配水池	白萩地区			
							館配水池		弓庄地区
								大松配水池 大岩配水池	大岩地区
							眼目配水池		南加積地区
								片地配水池	松原野地区
								黒川配水池	山加積地区
				第 2 水源	上市町館地内	深井戸			
				積泉寺水源	上市町積泉寺地内	浅井戸	同地点	積泉寺配水池	積泉寺地区
種水源	上市町東種地内	浅井戸	同地点	種配水池	種地区				

4 水質管理上の問題点

原水の水質は至って良好な状態であり、浄水についても水質基準値を大幅に下回っている。

尚、クリプトスポリジウム対策として、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に従い水質検査を実施し、水質の安全を確保する。

5 水質検査項目等

(1) 水質検査項目を行う項目

ア 毎日検査

- (ア) 検査項目 色、濁り、消毒の残留効果
- (イ) 採水場所 相ノ木会館、弓庄公民館、大岩消防屯所、種除雪格納庫、
 積泉寺公民館、南加積会館の給水栓
- (ウ) 検査回数 1日1回
- (エ) (ウ)の理由 水道法施行規則第15条第1項の規定による
- (オ) 検査実施者 町職員 等

イ 定期の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に
 規定する項目
- (イ) 採水の場所 相ノ木会館、柿沢地区会館、極楽寺配水場、堤谷加圧場、須
 山公民館、舘史跡村、弓庄公民館、南加積会館、片地配水場、山加積会館、
 大松会館、大岩消防屯所、種除雪格納庫、積泉寺公民館の給水栓
- (ウ) 検査の回数 相ノ木会館、大岩消防屯所、種除雪格納庫、積泉寺公民館
 は別表2、4、6、8のとおり。その他は年1回。
- (エ) (ウ)の理由 水質検査頻度の省略を行う項目の根拠は別表1、3、5、7
 のとおり
- (オ) 検査機関 当該項目の検査が可能な国土交通大臣及び環境大臣の登録検査
 機関(水道法第20条第3項の規定に基づく)に委託。

ウ 原水の水質検査

- (ア) 検査項目 水質基準項目から、消毒副生成物11項目(No.21~31)及び
 味を除く39項目
 指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)
 クリプトスポリジウム等
- (イ) 採水の場所 塩素処理を行う前の水(第1水源地、積泉寺水源地、第2水
 源地、種水源地の採水ドレンから採水)
- (ウ) 検査の回数 水質基準項目は年1回
 指標菌は年4回(第1水源、積泉寺水源)
 クリプトスポリジウム等は年1回(種水源)
- (エ) (ウ)の理由 水道法施行規則、水質基準に関する政令並びに厚生労
 働省通知及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に準じる
- (オ) 検査機関 当該項目の検査が可能な国土交通大臣及び環境大臣の登録検査
 機関(水道法第20条第3項の規定に基づく)に委託。

エ 臨時の水質検査

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、イ 定期の水質検査 に準じて、臨時の水質検査を行う。

- (ア) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (イ) 水源に異常があったとき
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (エ) 浄水過程に異常があったとき
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (カ) その他特に必要があると認められるとき

(2) 水質検査を委託する場合における当該委託の内容

ア 委託の範囲

- (ア) 具体的な検査項目、頻度
別表に掲げる定期の検査項目、回数のすべて。
- (イ) 試料の採取及び運搬方法
受託者が採水及び運搬を行う。
- (ウ) 臨時検査の取扱い
水道の設置者と受託者で協議の上、検査項目・回数を決定する。

イ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果について、水質検査の結果の根拠となる資料（検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等）を確認する。

6 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果については、検査の都度、基準値超過がないか確認する。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画の内容については、毎年3月に見直しを行う。

特に、年度内に得られた水質検査結果を踏まえ、次年度の定期の水質検査に係る検査頻度について見直しをする。

(3) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

水質検査を委託している水質検査機関において精度管理がなされているか1年に1回確認を行う。

(4) 関係者との連携に関する事項等

水質汚染事故などが発生した場合には、富山県中部厚生センターに通報した上で、連携して迅速に対策を講じる。

○上市町水道事業の設置等に関する条例

昭和45年2月2日条例第1号

別表第1（第2条関係）

1 町内区域

旧町村名	大字名
上市	全部
南加積	全部
宮川	全部
相ノ木	全部
白萩	湯崎野 湯神子 堤谷 極楽寺 湯神子野 眼目新 湯上野 丸山 須山 釈泉寺 東種 西種
弓庄	全部
柿沢	全部
山加積	黒川
大岩	大岩 大松 大松新 塩谷

備考 旧上市町には旧音杉村を含む。

2 町外区域

市町村名	大字名
滑川市	森尻新
舟橋村	舟橋の一部（白岩川右岸の全域）

別表1 上市町第1配水区及び第2配水区の水質検査計画策定における検査頻度設定の根拠(令和8年度)

番号	項目	基準値	過去の3年間の水質検査結果				基準値との比較(○がない場合は検査基本頻度)			採水場所 給水栓
			R5年度	R6年度	R7年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	
							概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度	
1	一般細菌	100 CFU/ml以下							1箇月に1回以上	○
2	大腸菌	検出されないこと							1箇月に1回以上	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		○		3箇月に1回以上	○
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満		○		3箇月に1回以上	○
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○		3箇月に1回以上	○
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満		○		3箇月に1回以上	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.41	0.34	0.41	0.41	○		3箇月に1回以上	○
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満		○		3箇月に1回以上	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満		○		3箇月に1回以上	○
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		○		3箇月に1回以上	○
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○		3箇月に1回以上	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満		○		3箇月に1回以上	○
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○		3箇月に1回以上	○
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
21	塩素酸	0.6 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
26	臭素酸	0.01 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.009	0.005未満	0.005未満	0.009	○		3箇月に1回以上	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○		3箇月に1回以上	○
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下							1箇月に1回以上	○
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.009	0.011	0.008	0.011	○		3箇月に1回以上	○
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	4.5	4.3	4.3	4.5	○		3箇月に1回以上	○
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○		3箇月に1回以上	○
38	塩化物イオン	200 mg/l以下							1箇月に1回以上	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下							1箇月に1回以上	○
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	79	72	72	79		○	3箇月に1回以上	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○		3箇月に1回以上	○
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満				1箇月に1回以上	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満				1箇月に1回以上	○
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満				3箇月に1回以上	○
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		○		3箇月に1回以上	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下							1箇月に1回以上	○
47	pH値	5.8以上8.6以下							1箇月に1回以上	○
48	味	異常でないこと							1箇月に1回以上	○
49	臭気	異常でないこと							1箇月に1回以上	○
50	色度	5度以下							1箇月に1回以上	○
51	濁度	2度以下							1箇月に1回以上	○
52	有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)	0.00005 mg/l以下		0.000005未満	0.000005未満				3箇月に1回以上	○
計							23	1	52	

☆:水質検査結果が基準値の1/5超過
★:水質検査結果が基準値を超えるもの

別表2 上市町第1配水区及び第2配水区の定期的水質検査項目、回数等(令和8年度)

番号	基準項目	浄水検査			原水検査	浄水の検査回数 の設 定理由(令和5~令和7 年度検査結果に基づく)
		1箇月に1回 (毎月)	3箇月に1回	1年に1回	1年に1回	
1	一般細菌	○			○	検査回数の減不可項目
2	大腸菌	○			○	検査回数の減不可項目
3	カドミウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
4	水銀及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
5	セレン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
6	鉛及びその化合物			○	○	基準値の1/10以下 自主頻度強化
7	ヒ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
8	六価クロム化合物		○		○	基準値の改定
9	亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○		○	検査回数の減不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
12	フッ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
13	ホウ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
14	四塩化炭素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
15	1,4-ジオキサン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
17	ジクロロメタン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
18	テトラクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
19	トリクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
20	ベンゼン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
21	塩素酸		○			検査回数の減不可項目
22	クロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
23	クロロホルム		○			検査回数の減不可項目
24	ジクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
25	ジブロモクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
26	臭素酸		○			検査回数の減不可項目
27	総トリハロメタン		○			検査回数の減不可項目
28	トリクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
29	ブロモジクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
30	ブロモホルム		○			検査回数の減不可項目
31	ホルムアルデヒド		○			検査回数の減不可項目
32	亜鉛及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
33	アルミニウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
34	鉄及びその化合物	○			○	検査回数の減不可項目(県指導)
35	銅及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
36	ナトリウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
37	マンガン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
38	塩化物イオン	○			○	検査回数の減不可項目(連続記録無)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○	検査回数の減不可項目(県指導)
40	蒸発残留物			○	○	基準値の1/5以下
41	陰イオン界面活性剤			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
42	ジェオスミン			○	○	水源の状況を勘案
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	水源の状況を勘案
44	非イオン界面活性剤		○		○	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
45	フェノール類			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
47	pH値	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
48	味	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
49	臭気	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
50	色度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
51	濁度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
52	有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)		○		○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
項目数合計		11	16	25	39	

別表3 上市町大岩配水区の水質検査計画策定における検査頻度設定の根拠(令和8年度)

番号	項目	基準値	過去の3年間の水質検査結果				基準値との比較(○がない場合は検査基本頻度)			採水場所 給水栓
			R5年度	R6年度	R7年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	
							概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度	
1	一般細菌	100 CFU/ml以下							1箇月に1回以上	○
2	大腸菌	検出されないこと							1箇月に1回以上	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		○		3箇月に1回以上	○
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満		○		3箇月に1回以上	○
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満			○	3箇月に1回以上	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満				3箇月に1回以上	○
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満				3箇月に1回以上	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.41	0.35	0.43	0.43	○		3箇月に1回以上	○
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満		○		3箇月に1回以上	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満		○		3箇月に1回以上	○
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		○		3箇月に1回以上	○
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○		3箇月に1回以上	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満		○		3箇月に1回以上	○
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○		3箇月に1回以上	○
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○		3箇月に1回以上	○
21	塩素酸	0.6 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
26	臭素酸	0.01 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.029	0.005	0.006	0.029	○		3箇月に1回以上	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○		3箇月に1回以上	○
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.010	0.011	0.012	0.012	○		3箇月に1回以上	○
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	4.9	4.6	4.8	4.9	○		3箇月に1回以上	○
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○		3箇月に1回以上	○
38	塩化物イオン	200 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下							3箇月に1回以上	○
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	89	78	84	89		○	3箇月に1回以上	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○		3箇月に1回以上	○
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満				1箇月に1回以上	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満				1箇月に1回以上	○
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満				3箇月に1回以上	○
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		○		3箇月に1回以上	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下							1箇月に1回以上	○
47	pH値	5.8以上8.6以下							1箇月に1回以上	○
48	味	異常でないこと							1箇月に1回以上	○
49	臭気	異常でないこと							1箇月に1回以上	○
50	色度	5度以下							1箇月に1回以上	○
51	濁度	2度以下							1箇月に1回以上	○
	計						21	2	51	

☆:水質検査結果が基準値の1/5超過
 ★:水質検査結果が基準値を超えるもの

別表4 上市町大岩配水区の定期的水質検査項目、回数等(令和8年度)

番号	基準項目	浄水検査			原水検査	浄水の検査回数の設定理由(令和5~令和7年度検査結果に基づく)
		1箇月に1回 (毎月)	3箇月に1回	1年に1回	1年に1回	
1	一般細菌	○			○	検査回数の減不可項目
2	大腸菌	○			○	検査回数の減不可項目
3	カドミウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
4	水銀及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
5	セレン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
6	鉛及びその化合物		○		○	基準値の1/10以下 自主頻度強化
7	ヒ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
8	六価クロム化合物		○		○	基準値の改定
9	亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○		○	検査回数の減不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
12	フッ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
13	ホウ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
14	四塩化炭素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
15	1,4-ジオキサン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
17	ジクロロメタン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
18	テトラクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
19	トリクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
20	ベンゼン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
21	塩素酸		○			検査回数の減不可項目
22	クロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
23	クロロホルム		○			検査回数の減不可項目
24	ジクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
25	ジブロモクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
26	臭素酸		○			検査回数の減不可項目
27	総トリハロメタン		○			検査回数の減不可項目
28	トリクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
29	ブロモジクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
30	ブロモホルム		○			検査回数の減不可項目
31	ホルムアルデヒド		○			検査回数の減不可項目
32	亜鉛及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
33	アルミニウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
34	鉄及びその化合物		○		○	検査回数の減不可項目(県指導)
35	銅及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
36	ナトリウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
37	マンガン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
38	塩化物イオン	○			○	検査回数の減不可項目(連続記録無)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○	検査回数の減不可項目(県指導)
40	蒸発残留物			○	○	基準値の1/5以下
41	陰イオン界面活性剤			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
42	ジェオスミン			○	○	水源の状況を勘案
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	水源の状況を勘案
44	非イオン界面活性剤		○		○	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
45	フェノール類			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
47	pH値	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
48	味	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
49	臭気	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
50	色度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
51	濁度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
	項目数合計	11	15	25	39	

別表5 上市町種配水区の水質検査計画策定における検査頻度設定の根拠(令和8年度)

番号	項目	基準値	過去の3年間の水質検査結果				基準値との比較(○がない場合は検査基本頻度)			採水場所 給水柱
			R5年度	R6年度	R7年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	
							概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度	
1	一般細菌	100 CFU/ml以下						1箇月に1回以上	○	
2	大腸菌	検出されないこと						1箇月に1回以上	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		○	3箇月に1回以上	○	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満		○	3箇月に1回以上	○	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○	3箇月に1回以上	○	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満		○	3箇月に1回以上	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.57	0.44	0.48	0.57	○	3箇月に1回以上	○	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満		○	3箇月に1回以上	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満		○	3箇月に1回以上	○	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		○	3箇月に1回以上	○	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○	3箇月に1回以上	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満		○	3箇月に1回以上	○	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○	3箇月に1回以上	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
21	塩素酸	0.6 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
26	臭素酸	0.01 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.014	0.005未満	0.008	0.014	○	3箇月に1回以上	○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○	3箇月に1回以上	○	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.007	0.005未満	0.005未満	0.007	○	3箇月に1回以上	○	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	4.5	4.4	4.4	4.5	○	3箇月に1回以上	○	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○	3箇月に1回以上	○	
38	塩化物イオン	200 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	74	72	62	74		3箇月に1回以上	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○	3箇月に1回以上	○	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			1箇月に1回以上	○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			1箇月に1回以上	○	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満			3箇月に1回以上	○	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		○	3箇月に1回以上	○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下						1箇月に1回以上	○	
47	pH値	5.8以上8.6以下						1箇月に1回以上	○	
48	味	異常でないこと						1箇月に1回以上	○	
49	臭気	異常でないこと						1箇月に1回以上	○	
50	色度	5度以下						1箇月に1回以上	○	
51	濁度	2度以下						1箇月に1回以上	○	
52	有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)	0.00005 mg/l以下		0.000005未満	0.000005未満			3箇月に1回以上	○	
	計									
							23	1	52	

☆:水質検査結果が基準値の1/5超過
★:水質検査結果が基準値を超えるもの

別表6 上市町種配水区の定期的水質検査項目、回数等(令和8年度)

番号	基準項目	浄水検査			原水検査	浄水の検査回数の設定理由(令和5~令和7年度検査結果に基づく)
		1箇月に1回(毎月)	3箇月に1回	1年に1回	1年に1回	
1	一般細菌	○			○	検査回数の減不可項目
2	大腸菌	○			○	検査回数の減不可項目
3	カドミウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
4	水銀及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
5	セレン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
6	鉛及びその化合物		○		○	基準値の1/10以下 自主頻度強化
7	ヒ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
8	六価クロム化合物		○		○	基準値の改定
9	亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○		○	検査回数の減不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
12	フッ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
13	ホウ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
14	四塩化炭素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
15	1,4-ジオキサン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
17	ジクロロメタン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
18	テトラクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
19	トリクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
20	ベンゼン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
21	塩素酸		○			検査回数の減不可項目
22	クロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
23	クロロホルム		○			検査回数の減不可項目
24	ジクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
25	ジブロモクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
26	臭素酸		○			検査回数の減不可項目
27	総トリハロメタン		○			検査回数の減不可項目
28	トリクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
29	ブロモジクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
30	ブロモホルム		○			検査回数の減不可項目
31	ホルムアルデヒド		○			検査回数の減不可項目
32	亜鉛及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
33	アルミニウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
34	鉄及びその化合物		○		○	検査回数の減不可項目(県指導)
35	銅及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
36	ナトリウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
37	マンガン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
38	塩化物イオン	○			○	検査回数の減不可項目(連続記録無)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○	検査回数の減不可項目(県指導)
40	蒸発残留物			○	○	基準値の1/5以下
41	陰イオン界面活性剤			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
42	ジェオスミン			○	○	水源の状況を勘案
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	水源の状況を勘案
44	非イオン界面活性剤		○		○	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
45	フェノール類			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
47	pH値	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
48	味	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
49	臭気	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
50	色度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
51	濁度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
52	有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)		○			検査回数の減不可項目(連続計測無)
	項目数合計	11	16	25	39	

別表7 上市町釈泉寺配水区の水質検査計画策定における検査頻度設定の根拠(令和8年度)

番号	項目	基準値	過去の3年間の水質検査結果				基準値との比較(○がない場合は検査基本頻度)			採水場所 給水柱
			R5年度	R6年度	R7年度	最大値	1/10以下	1/5以下	1/5超過	
							概ね3年に1回以上	概ね1年に1回以上	検査基本頻度	
1	一般細菌	100 CFU/ml以下						1箇月に1回以上	○	
2	大腸菌	検出されないこと						1箇月に1回以上	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		○	3箇月に1回以上	○	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満		○	3箇月に1回以上	○	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○	3箇月に1回以上	○	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満		○	3箇月に1回以上	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.43	0.34	0.34	0.43	○	3箇月に1回以上	○	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08未満	0.08	0.08	0.08	○	3箇月に1回以上	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満		○	3箇月に1回以上	○	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		○	3箇月に1回以上	○	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○	3箇月に1回以上	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満		○	3箇月に1回以上	○	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○	3箇月に1回以上	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○	3箇月に1回以上	○	
21	塩素酸	0.6 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
26	臭素酸	0.01 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.009	0.006	0.009	0.009	○	3箇月に1回以上	○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○	3箇月に1回以上	○	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	0.005未満	0.006	0.007	0.007	○	3箇月に1回以上	○	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	6.6	6.7	6.9	6.9	○	3箇月に1回以上	○	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満		○	3箇月に1回以上	○	
38	塩化物イオン	200 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下						3箇月に1回以上	○	
40	蒸発残留物	500 mg/l以下	98	100	93	100		3箇月に1回以上	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満		○	3箇月に1回以上	○	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			1箇月に1回以上	○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満			1箇月に1回以上	○	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満			3箇月に1回以上	○	
45	フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		○	3箇月に1回以上	○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下						1箇月に1回以上	○	
47	pH値	5.8以上8.6以下						1箇月に1回以上	○	
48	味	異常でないこと						1箇月に1回以上	○	
49	臭気	異常でないこと						1箇月に1回以上	○	
50	色度	5度以下						1箇月に1回以上	○	
51	濁度	2度以下						1箇月に1回以上	○	
	計						21	1	52	

☆:水質検査結果が基準値の1/5超過
★:水質検査結果が基準値を超えるもの

別表8 上市町釈泉寺配水区の定期的水質検査項目、回数等(令和8年度)

番号	基準項目	浄水検査			原水検査	浄水の検査回数の設定理由(令和5~令和7年度検査結果に基づく)
		1箇月に1回 (毎月)	3箇月に1回	1年に1回	1年に1回	
1	一般細菌	○			○	検査回数の減不可項目
2	大腸菌	○			○	検査回数の減不可項目
3	カドミウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
4	水銀及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
5	セレン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
6	鉛及びその化合物		○		○	基準値の1/5超過
7	ヒ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
8	六価クロム化合物		○		○	基準値の改定
9	亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○		○	検査回数の減不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
12	フッ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
13	ホウ素及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
14	四塩化炭素			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
15	1,4-ジオキサン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
17	ジクロロメタン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
18	テトラクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
19	トリクロロエチレン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
20	ベンゼン			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
21	塩素酸		○			検査回数の減不可項目
22	クロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
23	クロロホルム		○			検査回数の減不可項目
24	ジクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
25	ジブロモクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
26	臭素酸		○			検査回数の減不可項目
27	総トリハロメタン		○			検査回数の減不可項目
28	トリクロロ酢酸		○			検査回数の減不可項目
29	ブロモジクロロメタン		○			検査回数の減不可項目
30	ブロモホルム		○			検査回数の減不可項目
31	ホルムアルデヒド		○			検査回数の減不可項目
32	亜鉛及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
33	アルミニウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
34	鉄及びその化合物		○		○	検査回数の減不可項目(県指導)
35	銅及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
36	ナトリウム及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
37	マンガン及びその化合物			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
38	塩化物イオン	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○	検査回数の減不可項目(県指導)
40	蒸発残留物			○	○	基準値の1/5以下
41	陰イオン界面活性剤			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
42	ジェオスミン			○	○	水源の状況を勘案
43	2-メチルイソボルネオール			○	○	水源の状況を勘案
44	非イオン界面活性剤		○		○	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
45	フェノール類			○	○	過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
47	pH値	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
48	味	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
49	臭気	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
50	色度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
51	濁度	○			○	検査回数の減不可項目(連続計測無)
	項目数合計	11	16	25	39	

